

福岡市NPO活動推進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福岡市NPO活動支援基金（以下「基金」という。）を活用し、公募によりNPOの公益的な活動に必要な資金の一部を補助する福岡市NPO活動推進補助金（以下「補助金」という。）について、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金を交付する対象となる団体は、次の各号に掲げる要件を満たす特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「NPO法」という。）に定める特定非営利活動法人とする。

- (1) 定款に定める事務所の所在地が福岡市内にあること。
- (2) 直近の事業年度における申請団体の総事業費に占める非営利活動に係る事業費の割合が、100分の50以上であること。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）の統制の下にある団体でないこと。
- (4) 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号）第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体でないこと。
- (5) NPO法第29条に規定する事業報告書等を都道府県又は指定都市の条例に基づき、毎事業年度、所轄庁に提出していること。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、補助対象団体が行う地域社会の発展に資すると認められるNPO活動であって、次の各号又は第2項のいずれかに該当する活動（宗教活動、政治活動又は選挙活動を除く。）とする。

ただし、市の他の補助金の交付を受けている事業、すでに終了した事業、市外で実施される事業等は補助の対象としない。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7) 環境の保全を図る活動
- (8) 災害救援活動
- (9) 地域安全活動
- (10) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (11) 国際協力の活動
- (12) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (13) 子どもの健全育成を図る活動
- (14) 情報化社会の発展を図る活動

- (15) 科学技術の振興を図る活動
 - (16) 経済活動の活性化を図る活動
 - (17) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
 - (18) 消費者の保護を図る活動
 - (19) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
 - (20) N P O法第2条別表の第1号から第19号までの各号に掲げる活動に準ずる活動として条例で定める活動
- 2 団体の経営基盤の強化につながる活動（ただし、市との包括連携協定による寄附については補助金の申請年度の前年度に、それ以外は補助金の申請年度の前々年度の1月から前年度の12月までに特定団体への助成を希望する寄附金がある団体に限る。その場合、申請額は積立金額を上限とする。）

（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費は、補助対象事業を実施するために必要と認められる別表1に定める経費（以下「活動経費」という。）とする。

ただし、支出済みの活動経費、団体運営上の経常的な経費等は補助の対象としない。

（補助金の額等）

第5条 1年度当たりの補助金の総額は、予算に定める額の範囲内で、補助年度の前年度末福岡市N P O活動支援基金残高を限度とする。

2 補助の回数は、1年度につき1団体1回とする。

3 補助の内容は、別表2のとおりする。ただし、市との包括連携協定による寄附については補助金の申請年度の前年度に、それ以外は補助金の申請年度の前々年度の1月から前年度の12月までに特定団体への助成を希望する寄附があった場合、当該団体については、その寄附に係る積立金額までは補助対象経費の100%とし、当該団体のうち、別表2に定める補助上限回数を超える団体については、その寄附に係る積立金額を補助金の上限額とする。

4 第3条第2項に規定する団体の経営基盤の強化につながる活動の上限額については、当該団体への寄附に係る積立金額を補助金の上限額とする。

5 前各項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認める場合の補助金の額等は、別途、市長が定める。

（補助金の交付の申請）

第6条 補助金の交付の申請をしようとする団体（以下「申請団体」という。）は、市長に対しその定める期日までに、福岡市N P O活動推進補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる関係書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
 - (2) 事業収支計画書
 - (3) 事業スケジュール
 - (4) 団体の概要書
 - (5) 役員名簿
- 2 申請団体は、前項に定める申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定す

る地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金の仕入れに係る消費税相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

(評価委員会の設置)

第7条 市長は、補助金の交付の申請があった事業を評価し、市長に意見を述べる組織として福岡市NPO活動推進補助金事業評価委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

(事業説明会等)

第8条 市長は、申請団体が補助申請事業について説明を行う事業説明会及び事業報告会を公開で開催することができる。

(補助金の交付の決定)

第9条 市長は、第6条の申請があったときは、委員会を開催し、委員の意見を参考に、補助金の交付先、額等を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の場合において必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。
- 3 市長は、交付の決定に当たって、寄附者の意向を尊重するよう努めるものとする。ただし、寄附者の意向を尊重することにより、寄附者に特定の利益を与える等、法令の趣旨に反するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
- 4 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、福岡市NPO活動推進補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金を交付しないことを決定したときは、福岡市NPO活動推進補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請団体に通知するものとする。

(補助金申請の取下げ)

第10条 申請団体は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合、福岡市NPO活動推進補助金申請取下書（様式第4号）により申請の取下げをすることができる。ただし1号においては、市長が定める期日までとする。

- (1) 前条第4項の規定による通知（様式第2号）を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるとき。
 - (2) 補助金の交付を受ける必要がなくなったとき。
- 2 補助金申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(補助事業の変更等)

第11条 補助金の交付の決定を受けた団体（以下「補助団体」という。）は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、福岡市NPO活動推進補助金交付変更等申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更するとき。（軽微の変更は除く）
 - (2) 補助事業を中止又は、廃止するとき。
- 2 市長は、前項の申請があった場合、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は内容等を変更することができる。
- 3 市長は、第2項の規定により、補助金の交付の決定を取り消し又は変更したとき

は、福岡市NPO活動推進補助金交付変更等決定通知書（様式第6号）により、補助団体に通知するものとする。

（関係書類の整備）

第12条 補助団体は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備しておかなければならない。

（調査等）

第13条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の使途に関する調査を行い、又は前条の書類、帳簿等の提出を求めることができる。

（実績報告）

第14条 補助団体は、補助事業が完了したとき、又は補助金の交付決定の属する会計年度が終了したときは、速やかに福岡市NPO活動推進補助金実績報告書（様式第7号）に次の各号に掲げる関係書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 補助事業報告書
- (2) 事業収支計算書
- (3) 事業実施状況
- (4) 事業の経過及び成果を証する書類等

- 2 第6条第2項ただし書きに基づき交付の申請をした補助団体は、前項に定める実績報告書を提出するに当たって、本補助金の仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを補助金の額から減額して報告しなければならない。
- 3 第6条第2項ただし書きに基づき交付の申請をした補助団体は、第1項に定める実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合は、その金額が減額した額を上回る部分の金額）を消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第8号）に関係書類を添えて、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。
- 4 補助団体は、第8条に規定する事業報告会及び活動報告書において、補助事業の活動成果を報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第15条 市長は、前条の規定により報告を受けた場合においては、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを福岡市NPO活動推進補助金実績調査確認書（様式第9号）により調査確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、福岡市NPO活動推進補助金確定通知書（様式第10号）により当該補助団体に通知するものとする。

（補助金の交付の時期）

- 第16条 補助金は、前条の規定により確定した額を補助事業の終了後に交付するものとする。ただし、補助団体より、福岡市NPO活動推進補助金概算払い願（様式第11号）が市長に提出され、補助事業の性質上、その事業の終了前に交付することが適当と認めるときには、一括又は分割して事前に交付することができる。
- 2 前項ただし書の場合において、確定した額が既に交付した額を超えるときには、確定した額に対する不足額を交付し、満たないときには期限を定めてその満たない

額を返還させなければならない。

(決定の取消)

第 17 条 市長は、補助団体が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 第 2 条の要件を満たさなくなったとき。
- (4) 交付した補助金に余剰が生じたとき。
- (5) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付決定を取り消したときは、福岡市 N P O 活動推進補助金交付取消決定通知書（様式第 12 号）により、補助団体に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 18 条 市長は、第 11 条第 2 項及び前条第 1 項の規定により、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(暴力団の排除)

第 19 条 市長は、暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請団体に役員の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日等の個人情報を記載した役員名簿の提出を求めるものとする。

(財産の処分の制限)

第 20 条 補助金の交付を受けた団体は、補助事業により取得若しくは効用の増加した財産（以下、「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、かつ補助金の交付の目的に従ってその効率的運営を図らなければならない。

- 2 取得財産等のうち福岡市補助金交付規則第 22 条第 2 号の規定により市長が定める処分を制限する財産は、購入又は製作する機械装置、器具、工具で、取得価格及び効用の増加価格が 1 個 50 万円以上のものとする。
- 3 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める資産ごとの耐用年数までに処分しようとするときは、財産処分承認申請書（様式第 13 号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。
- 4 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、正当な理由があると認めたときは、財産処分の承認を決定し、当該団体に財産処分承認通知書（様式第 14 号）を交付するものとする。
- 5 市長は、前項の規定により、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができるものとする。

(委任)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

この要綱は、平成 16 年 9 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 24 年 12 月 3 日から施行する。

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(期間)

この要綱は、平成 29 年 3 月 31 日をもって廃止する。

但し、事業検証の結果、この終期において廃止することが適当でないと判断される場合は、これを延長することができる。

附 則 (平成29年 3 月31日)

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 5 月 8 日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、令和 3 年 3 月31日をもって廃止する。ただし、事業検証の結果、この終期において廃止することが適当でないと判断される場合は、これを延長することができる。

附 則 (令和 3 年 4 月 1 日)

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 4 月13日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、令和 7 年 3 月31日をもって廃止する。ただし、事業検証の結果、この終期において廃止することが適当でないと判断される場合は、これを延長することができる。

附 則 (令和 7 年 2 月21日改正)

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、令和11年 3 月31日をもって廃止する。ただし、事業検証の結果、この終期において廃止することが適当でないと判断される場合は、これを延長することができる。

(読み替え規定)

- 3 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は、改正後の要綱第3条第2項及び第5条第3項中「補助金の申請年度の前々年度の1月から前年度の12月まで」とあるのは、「令和6年4月から12月まで」と読み替えるものとする。

別表1 補助対象経費（第4条関係）

経費区分	内容
賃金	申請事業に従事する団体職員や臨時で雇用する従業員等に対して支払う賃金等
報償費	外部の専門家に対する謝金等
旅費	交通費、宿泊費、ガソリン代等
印刷製本費	ポスター、パンフレット、資料等の印刷製本に係る費用等
消耗品費	単価が5万円未満の用紙代等の消耗品、材料の購入費等。ただし、補助対象事業の目的達成のために特に効果的であり、購入する方がレンタルよりも安価である場合に限り、10万円を上限に補助対象とする。
食糧費	事業の実施に直接必要と認められる外部講師へ支給するお茶代、交流会等で参加者に支給する茶菓子代等
役務費	通信運搬費（郵送費・宅配料）、広告料、手数料、筆耕翻訳料、保険料等
委託料	デザイン料など、事業の一部を外部に委託する費用等
借損料	会場借上料、駐車場使用料、レンタカー代、機器・設備類のリース料・レンタル料等
その他	その他、補助事業実施のために必要な経費として市長が認めるもの

別表2 補助金の額等（第6条関係）

申請区分 要件	ファーストステップ	ステップアップ
法人設立年数	3年未満	
補助上限回数	通算2回	通算3回（平成24年4月1日以降）
補助上限率	補助対象経費の80%	1回目：補助対象経費の80% 2回目：補助対象経費の70% 3回目：補助対象経費の60%
補助上限額	10万円	50万円

(様式第 1 号)

福岡市 N P O 活動推進補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

住 所
団 体 名
役職・代表者名
電 話 番 号

年度福岡市 N P O 活動推進補助金の交付を受けたいので、福岡市補助金交付規則及び福岡市 N P O 活動推進補助金交付要綱を承知の上、関係書類を添えて下記のとおり申請します。なお、本申請に係る役員名簿以外の一切の情報を福岡市が公開することについて、同意します。また、暴力団排除措置に係る下記項目に同意します。

- ・ 本件申請にあたり、市に提出した個人情報について、市が暴力団排除のため福岡県警察への照会確認に使用すること。
- ・ 申請団体が暴力団又は暴力団若しくはその構成員の統制下にある団体に該当したとき（申請団体の役員が暴力団員に該当したときを含む。）及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体に該当したときは市がこの補助金を交付しないこと、又は補助金の交付の決定を取り消すこと。

記

補助事業名	
補助金申請区分	
補助金申請額	
希望の支払方法 (該当に■印)	☐ 概算払い（事業開始前に支払い） ☐ 精算払い（事業終了後に支払い）
関係書類	1 事業計画書（関係書類 1） 2 事業収支計画書（関係書類 2） 3 事業スケジュール（関係書類 3） 4 団体の概要書（関係書類 4） 5 役員名簿（関係書類 5）※下記に同意する場合は不要

同意書チェック欄 ☐ ※右記に同意する場合は、 ☐ にレ点をご記入ください。	本申請の為、所轄庁（福岡市）へ提出している役員の住民票を閲覧することに同意します。また、当団体は、申請日時点で、所轄庁（福岡市）へ、最新の役員名簿を提出しています。
--	--

(様式第2号)

福岡市NPO活動推進補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

福岡市長 印

年 月 日付けをもって申請のあった福岡市NPO活動推進補助金について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 補助事業名

2 補助金申請区分

3 補助交付決定額

4 補助金交付予定時期

5 補助条件

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (4) この交付決定に対して不服がある場合における申請の取下をすることができる期間は、この交付決定通知書受領の日から14日以内とする。
- (5) その他福岡市補助金交付規則及び福岡市NPO活動推進補助金交付要綱の定めを遵守すること。

(様式第 3 号)

福岡市 N P O 活動推進補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

福岡市長 印

年 月 日付けをもって申請のあった福岡市 N P O 活動推進補助金について、下記のとおり交付しないことに決定したので通知します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助金申請区分
- 3 不交付の理由

(様式第 4 号)

福岡市 N P O 活動推進補助金申請取下書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

住 所

団 体 名

役職・代表者名

電 話 番 号

福岡市 N P O 活動推進補助金交付要綱第 10 条の規定により、下記のとおり、福岡市 N P O 活動推進補助金申請を取下げます。

記

1 補助事業名

2 補助金申請区分

3 補助金申請額

4 取下理由

(様式第 5 号)

福岡市 N P O 活動推進補助金交付変更等申請書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

住 所

団 体 名

役職・代表者名

電 話 番 号

年 月 日付け 第 号の交付決定に係る事業の変更等については、交付の変更を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

補助事業名	
補助金申請区分	
変更理由	
補助交付決定額	
変更申請額	
変更増減額	
関係書類 (該当に■印)	☐ 事業計画書（関係書類 1）※変更後 ☐ 事業収支計画書（関係書類 2）※変更後 ☐ 事業スケジュール（関係書類 3）※変更後

(様式第 6 号)

福岡市 N P O 活動推進補助金交付変更等決定通知書

第 号
年 月 日

様

福岡市長 印

年 月 日付けをもって申請のあった福岡市 N P O 活動推進補助金交付の変更等について、下記のとおり変更を決定したので通知します。

記

1 補助事業名

2 補助金申請区分

3 補助変更決定金額

4 補助条件

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (4) この交付決定に対して不服がある場合における申請の取下をすることができる期間は、この決定通知書受領の日から 1 4 日以内とする。
- (5) その他福岡市補助金交付規則及び福岡市 N P O 活動推進補助金交付要綱の定めを遵守すること

(様式第 7 号)

福岡市 N P O 活動推進補助金実績報告書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

住 所
団 体 名
役職・代表者氏名
電 話 番 号

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けました
事業の実績について、下記のとおり報告します。

記

補助事業名	
補助金申請区分	
補助事業の実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
提出書類	1 補助事業報告書（関係書類 1） 2 事業収支計算書（関係書類 2） 3 事業実施状況（関係書類 3） 4 出納簿 5 領収書の写し 6 補助事業の成果物等
補助交付決定額※	
既交付額	
精算額	

※（様式第 7 号－関係書類 2）「事業収支計画書」の N P O 活動推進補助金の額を記載してください。

(様式第 8 号)

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

住 所
団 体 名
役職・代表者氏名
電 話 番 号

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けました補助金について、下記のとおり報告します。

記

補助確定金額	
消費税及び地方消費税の申告により確定した 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額	
添付書類	仕入控除税額に係る概要書 等

(様式第 9 号)

福岡市 N P O 活動推進補助金実績調査確認書

年 月 日

所 属

職 名

氏 名

印

年 月 日付けの福岡市 N P O 活動推進補助金実績報告書について調査の結果、

- 1 事実と相違ありません。
- 2 下記の事項について相違がありました。

(様式第 10 号)

福岡市 N P O 活動推進補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

福岡市長 印

年 月 日付けの福岡市 N P O 活動推進補助金実績報告書により同事業補助金の額を下記のとおり確定したので通知します。

記

1 補助事業名

2 補助金申請区分

3 補助確定金額

4 補助条件

(1) 福岡市補助金交付規則及び福岡市 N P O 活動推進補助金交付要綱の定めを遵守すること。

(様式第 11 号)

福岡市 N P O 活動推進補助金概算払い願

年 月 日

(あて先) 福岡市長

住 所
団 体 名
役職・代表者名
電 話 番 号

年 月 日付けで申請した福岡市 N P O 活動推進補助金につきましては、
下記の理由により、概算払いを希望します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助申請額
- 3 概算払いの理由
- 4 関係書類
(1) 資金計画書

(様式第 12 号)

福岡市 N P O 活動推進補助金交付取消決定通知書

第 号
年 月 日

様

福岡市長 印

年 月 日付 第 号により交付を決定した福岡市 N P O 活動推進補助金について、下記のとおり交付取消を決定したので通知します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助金申請区分
- 3 交付取消の理由

(様式第 13 号)

財産処分承認申請書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

住 所
団 体 名
役職・代表者名
電 話 番 号

福岡市NPO活動推進補助金により取得した財産について、下記のとおり処分したいので承認を申請します。

記

1. 処分財産の品名及び取得年月日
2. 処分財産の取得価格及び時価
3. 処分の方法（有償による処分の場合は、処分価格）
4. 処分の理由

(様式第 14 号)

財産処分承認通知書

第 号
年 月 日

様

福岡市長

年 月 日付をもって申請のあった財産の処分について、下記のとおり承認したので通知します。

記

1. 処分財産の品名及び取得年月日
2. 処分財産の取得価格及び時価
3. 処分の方法（有償による処分の場合は、処分価格）
4. 処分の理由